

<ビジネス・レーバー・モニター調査> (第29回)

緊急調査・第2弾「東日本大震災の影響と対応」

企業・業界モニター 政策要望と求められる支援策

産別モニター 被害・影響と対応、必要な政策支援



震災直後の宮城県多賀城市 (同市のHPより)

企業・業界モニター調査  
政策要望と今後求められる支援策

東日本大震災が企業・業種別団体の各モニターに及ぼした影響と、この間とられた対策については、前回調査で取り上げ、六月号で報告した。

回答を寄せてくれたモニターの九七・〇%が何らかの被害・影響を受け、その内容は地震・津波による建物・設備等の倒壊・損傷や、雇用労働者等からの死者・行方不明者の発生、倉庫・販売先、貨物不明等に伴う在庫損失——といった直接的なものが約二割。計画停電による生産・営業への支障や、取引先の被災・ガソリン不足等による原材料・中間製品の調達困難、原発開

題に伴う放射能風評被害や、外国人技術者・労働者・留学生等の帰国、不要不急の消費・旅行やイベント等の全国的な自粛ムードによる景気悪化——など、間接的なものが約八割を占めている現状が明らかになった。

これに続き今回は、各業種別団体が震災に伴いどのような政策要望を行い、政策にどう反映されたのか、また今後企業や業種別団体がどういった政策支援を望んでいるかについて、調査した結果を紹介する。

調査は、ビジネス・レーバー・モニター企業八六社および業種別団体四八組織に対し、五月九日～三十一日にかけて実施。企業五四社、業種別団体四二組織の計九六（これらで構成される業種は六一）から、回答を得た（回収率七一・六%）。

業界の政策要望と反映状況

まず、各業種別団体がこの間に実施した政策要望と反映状況をみる。

水産・業界では、三月三〇日に農林水産省、四月四日には財務省、総理官邸を含めて緊急要請を実施。被災漁船の再建支援（代船建造の助成、漁船漁業構造改革事業の拡充等）や、漁業生産・生活インフラ（養殖、水産加工施設、産地市場施設、製氷冷凍冷蔵施設、共同作業場・定置網、漁業集落等）の整備支援（残骸・瓦礫等撤去時の被災



地下沈下により岸壁が水没しつつある漁港 (宮城県)

漁業者の雇用等)、被災漁業者に対する支援（既往債務の返済猶予、当面の経営資金の融資、被災者本人の希望に基づく他県での漁業・他漁業団体による受入れ斡旋等）——などを要望した。その結果、水産庁の第一次補正予算の中で、例えば漁業者がグループを作り、海底の瓦礫撤去作業を行う場合に日当（一万二〇〇〇円）等の支給や、漁協が代表して漁船を購入し組合員に貸し出す場合の助成、養殖施設を個人で作る直す場合の助成等が新設されたという。

事務処理サービス・業界は「厚生労働省等に対し、派遣会社が避難所等に出かけて出張相談を行えるよう要望し、四月一日に措置された。また、リーマシヨック時は派遣会社が実質的に活用できなかった雇用調整助成金について、要件や手続きの緩和を要望し、四月八日に措置された」と報告している。また、その他・業界は「被災者向け

求人への掲載料金優遇・無料化や、日払い・週払い・寮・住宅補助あり求人特集等を通じて被災者の就職支援に取り組んでいる」が、さらに、官民一体となった取り組みを進めるため、四月八日に厚生労働省に対し、ハローワークを経由した場合等に限られている各種助成金・奨励金の支給対象を、民間求人メディアにも拡大してもらえよう要望したという。

専修学校等・業界は、文部科学省等に対して「専修学校等も救済対象になるよう激甚法の改正」や「他の私立学校と同様、被災した私立専修学校等の復旧に向けた財政支援」のほか、「被災した学生に対する奨学金の受給対象枠の拡充」「授業料を減免した学校に対する援助」等を要望。なかでも授業料減免に関しては、「被災の直接・間接的な影響で企業から内定取消しを受けた新規卒者に対し、専門学校で実践的な職業教育を行う必要があることや、世帯の家計急変で学業を継続できない可能性もあることなどから、学納金（入学金・授業料等）を減免する場合に大学等と同様、国からの助成が受けられるよう制度化を求めた」としている。

## 企業・業界が求める今後の政策支援

今後、必要な政策支援について、企業・業種別団体モニターに尋ねると、主に、①夏場に深刻化が予想される電力不足と、それに関連する労働時間規制・管理のあり方に関するもの②放射能風評被害対策と、外国人労働者等への働きかけに関するもの③震災からの復興促進に向けた規制緩和に関するもの

の④消費自粛ムードの払拭と活発な消費行動の喚起に関するもの⑤防災適用・雇用調整助成金等に関するもの―の五つに集約された。

### (1) 電力不足と労働時間規制のあり方

一点目の電力不足と労働時間管理に関しては、例えば紙パルプ・業界が「夏の電力不足にどう対応していくかが当面の課題。節電の政府目標等をできるだけ早期に示してもらいたい」としているほか、「鉄道事業への節電要請は、公共性を踏まえて一部緩和してもらいたい」（鉄道・企業）、「小売業は顧客の体調に配慮した空調など最低限の環境や、食料品の品質など安全・安心を提供する義務がある。製造業のように夜間への活動ソフトや、営業時間の極端な短縮は行えない。企業への節電要請は、業界特性を加味した対応を行ってほしい」（百貨店・企業）といった要望が出されている。

また、「夏季の電力抑制に向け、業界が土・日曜から木・金曜への休日変更を決定した。国難を乗り越えられるよう弊社も全社を挙げ協力することにしたが、例えば未就学・就学児童の預かり先など、生活面にもさまざまな影響が及ぶと危惧される。厚生労働省から現在、各都道府県に対し、保育所で休日保育を実施するよう要請通知が出ているが、実効性も担保してもらいたい」（自動車・企業）との指摘や、「夏場の電力不足に対してサマータイムや土日とウィークデーの振替えを検討したが、育児中の社員は託児施設や学校等の方針が不明で対応方針が定まらない。首都圏の土日保育や学童等がどうなる

か、早期に方針を示していただきたい」（化粧品・企業）、「サマータイムなど社会全体で足並みを揃えるべき施策については、法制度での対応を期待したい」（ネットビジネス・企業）といった要望もある。

一方、パン・菓子・業界が「電力の一五%カットに向け、労働時間の見直しが必要になる。基本的には労使協議で解決すべき課題だが、政府としても労働団体への協力要請や、相談窓口の整備等に取り組んで欲しい」としているほか、「産業界に大きく節電が求められる以上、カレンダーの振替えや就業時間の調整等に対応せざるを得ない。だが、労働時間に対する規制は厳格で使い勝手が悪いままであり、よりフレキシブルな法整備が望まれる」（造船・重機・企業）との指摘がある。

労働時間規制に関しては、より具体的に「近時の節電対応について、厚生労働省は『現在の労働法の枠組みで可能』としているが、現実には極めて厳しい。例えば一年単位の変形労働時間制について、年度途中での修正・変更ができるよう、期間途中であっても賃金精算等を行えば再締結できる仕組みを整備するなどして欲しい」（工作機械・企業）との記述があった。

また、「一年単位の変形労働時間制の『一日の労働時間限度Ⅱ一〇時間・一週間の労働時間限度Ⅱ五二時間』及び「一週間に一日の休日確保」という規定に関して、柔軟な運用が行える特例措置を設けて欲しい。三〇日前提での労働者同意及び労働基準監督署への届出についても、弾力的な運用を求めたい。さらに、予定外の残業や休日労働

を余儀なくされるケースの増加が予想されるため、三六協定を締結していない場合でも、労働時間の延長や休日労働を行える特別措置等もあると良い」（印刷・企業）といった回答もみられる。

また、「夜間操業せざるを得ないため、労働基準法上の深夜割増率を削減してもらいたい」（製缶・企業）、「深夜勤務の特定健診要件を明確化して欲しい」（ゴム・企業）との要望もあった。

### (2) 放射能風評対策と外国人労働者等

二点目の放射能風評被害対策と、関連する外国人労働力不足等への対応については、コンビニ・業界が「とくに小売・サービス・外食業では外国人労働者を多く抱えているが、風評被害で離国が増加した。情報伝達の不備が報じられているが、抜本的な対策が必要」としているほか、化学・業界も「東北地方は縫製業者が多いが、原発問題から中国人研修生の多くが帰国。このままでは人手不足から、事業閉鎖に追い込まれる企業も出る。国内の縫製業の萎縮は、繊維産業全体の縮小につながる恐れがあることから、労働力不足への対応策を早急に講じてもらいたい」と期待する。

また、「原発問題への不安から、外国人エンジニアや顧客滞在者が帰国するケースが発生している。情報開示をしつかり行うとともに、日本製の機器・資材への放射能に係る風評被害の通減にも努めて欲しい」（一般機械・企業）といった声や、「原発の周辺地域に従業員を送り込まざるを得ない状況であり、心身の健康をどう維持していくかが課



題となつている。政策的な支援も行つてもらいたい(建設・企業)との要望がある。

さらに、「原発事故に伴う風評被害で、とくに外国人の訪日旅行が壊滅的打撃を受けている。事態の早期收拾を強くお願いしたい(旅行・企業)」、「風評被害払拭のため、正確かつ積極的に安全性情報を国内外へ発信してもらいたい(鉄道・企業)との切実な声も寄せられた。

**(3) 規制緩和**

規制緩和等に関しては、「震災復興もさることながら、節電対策による首都圏の事業の冷え込み懸念が大きい。具体的な要望を述べることは難しいが、より柔軟な事業活動に対する支援(規制緩和や労働法制の一時的な柔軟化)を期待したい(コンピュータ・企業)との指摘や、「日本経団連等が要望している規制改革を進め、早期復興につなげてもらいたい(陶業・企業)との要望があった。

**(4) 消費喚起**

消費喚起に関しては、百貨店・業界が「震災復興のための増税懸念は株価

低迷と消費抑制に繋がりがかねないことから、現時点では検討すべきではない旨を経済産業省に要望した」としているほか、「社会全体の消費マインドの落ち込みを打開するため、政策として自粛ムードを打ち消すキャンペーンを実施して欲しい(自動車販売・企業)や、「長期休暇の促進に向け、有給休暇の取得率アップにインセンティブを付加する等の措置を検討してもらいたい(旅行・業界)といった声もある。

**(5) 労災・雇用調整等**

五点目の労災保険の適用や、雇用調整助成金に係る要望としては、「労災適用(とくに行方不明者の死亡認定)を早期に明確化してもらいたい(水産・企業)ほか、引き続き「雇用調整助成金の受給要件の緩和、労働条件不利益変更に関する手続きの弾力的運用(道路貨物・企業)などがあげられている。また、「震災による閉鎖店舗の従業員に対する賃金補償の充実や、いったん解雇した従業員を再雇用した場合の賃金援助、一時的に他の地域で勤務する場合の住居その他にかかる費用への援助等を求めたい(遊技機器・企業、外食・企業)といった声もある。

△産別モニター調査▽  
被害・影響と対応、必要な政策支援

前回のビジネス・レーバー・モニター調査では、企業と業種別団体という、経営側モニターの見方を紹介した。こ

れに対し、今回の追加調査では、労働側からの実情報告や意見を寄せてもらった。産業別組織のモニターの加盟

組合にどのような被害・影響が生じ、この間、(政策要望を含めて)どう対応したか、また今後、雇用・労働分野などでどういった影響・課題が想定されるか——について、七産別の回答を紹介する。

**自動車総連**

自動車の製造メーカーをはじめ、車体・部品製造、販売・輸送など、約七万人を組織する自動車総連(全日本自動車産業労働組合総連合会)からは、「組合員・家族の(直接)被災者は多数にのぼり、家屋を含めた生活基盤の損失は広範囲に及んだ。また、被災地域の工場・販社等の物的被害は甚大で、復旧には相当程度の期間が見込まれている」との回答が寄せられた。

部品業種の被害も大きく、他産業分野(半導体など)への波及を含めると、「産業全体に及ぼす影響度合いが未だ定まらない」という。

さらに、計画停電や部品・中間品調達難に伴う、全メーカーで発生した稼働停止に加え、根本的な電力供給上の制約から今後の安定生産の目途も立ちにくい。そのため「場合によっては、部品の海外シフトが加速される懸念がある」と指摘する。

また、個別労使では、①稼働停止が長期に及んだ場合には一時帰休など、働く場の安定についての話し合いが不可避である②生産再開の場合でも稼働計画、大幅なカレンダー見直しの可能性がある③事業・収益に関する影響が発生した場合には、労働条件面に関する話し合いも想定される④事業場の

被災状況により、間接含め要員異動等の可能性もある——などとしている。自動車総連はこの間、ナショナルセンターの連合の取り組みに積極的に参画。被災者救援及び地域社会の復旧・復興に向けたボランティア派遣、カンパ活動などを下支えた。また、「経営者団体との連携を深め、産業復興に向けたあり方について協議を進めた。とくに夏の電力需給対策など、産業全体に関わる課題に対して調整機能を発揮した」という。

さらに政策要望として、民主党・東北方太平洋沖地震災害復旧・復興検討委員会を通じ、①国土交通省に対して、被災地での新車、中古車購入に伴う提出書類、登録手続きの簡略化(仮ナンバーの迅速な交付や車庫証明の簡素化等)、車検期間のさらなる延長、車検・整備に必要な部品供給の遅れに伴う車検延長地域の全国への拡大②厚生労働省に対して、雇用調整助成金の



流された車輛は宮城県だけで15万台に及ぶ(多賀城市内)

特別対象となる地域、事業主の拡充③  
経済産業省に対して、中小企業支援(とくに金融支援)④ 経済産業、国土交通、総務、財務各省に対して、被災車両の代替に伴う新車・中古車購入時の補助金や減免税措置(取得税、重量税、自動車税の納税免除等)の実施⑤ 環境省に対して、復旧の妨げとなる被災車両の早期撤去と一時保管場所の確保(水没車など粗悪車の中古流通を防ぐ措置も)等⑥ 金融庁、経済産業省に対して、被災地購入者に対する低金利融資の実施——などをそれぞれ求めた。

今後、想定される課題としては、夏の電力供給関連で「製造現場を中心としたカレンダーの変更、夜間操業へのウエイトシフト、各職場における節電対応」など、またカレンダー変更に伴う影響として「保育所・託児所の対応、通勤バス等の交通機関、工場周辺の住民・商店等への影響」などをあげている。

### 基幹労連

鉄鋼、造船、非鉄、航空・宇宙、産業機械、製錬・金属加工、情報関連・物流産業等の関連業種で働く、約七三〇組合・二五万人を組織する基幹労連(日本基幹産業労働組合連合会)からは、被害と対応について、「組合員・家族の死亡・行方不明者の発生や家屋の損壊(カンパとボランティアを実施)」があり、「組合事務所や組合業務車両の損失を行った」との報告があった。

またこの間、国土交通省に対して「港湾施設の早期復旧、大型浮体構造物の有効利用等」、環境省に対しては「瓦

礫処分等の計画的な実施、大型浮体構造物の有効利用等」、経済産業省に対して「工業地域の電力網早期復旧、風評被害対策の強化等」を要請した。

さらに、連合・組織内議員を通じて政府・民主党に対して、①原発問題に伴う正確かつスピーディーな情報開示②連続稼働が必要な産業・事業への影響を極力抑えた新たな計画停電手法の検討③ボランティア参加職員に対する経営団体への協力要請④ガソリンスタンドの営業再開支援⑤雇用調整助成金制度の改正(期間延長と補償金額上限のアップ)⑥災害復旧関係・税制関係での支援強化(土砂の排出等公的支援、建設機械等の緊急自動車に準ずる取扱い拡大、被災損失の繰戻し還付、固定資産税や法人税等の減免税等)⑦被災者への個別支援の拡大(住宅関係、自動車等交通手段関係)——等の政策要望も行った。

今後、懸念される課題については、「企業復旧の遅れに伴う雇用問題、節電に伴う勤務体系の変更、地域復旧・復興のための長期ボランティア(の必要性)」を指摘している。

### JEC連合

化学エネルギー産業に働く約一六万人を組織するJEC連合(日本化学エネルギー産業労働組合連合会)からは、震災の被害・影響について、「とくに石油、セメント、化学、医薬品の一部で、千葉・宮城の沿岸部に工場を設置している加盟組織の企業を中心に、崩壊・流出・火災等の直接被害に見舞われた原発の避難地域に三単組が位置してお

り、中小企業であることも含め、存続の危機にも直面している」との報告があった。また、「被災地以外でもサプライチェーンの途絶により原材料・部品が調達できず、生産停止に追い込まれている企業が散見される。計画停電中は、例えば医薬品の研究所や工場で定温下の研究ができず、生産ラインも止まるなどして大きな影響が出た」と報告している。

こうしたなか、産別の対応としては「連合や関係議員を通じて、雇用調整助成金等の適用範囲を拡大することや、計画停電よりは(各企業に配分を任せると)総量規制の方が、生産・研究に与えるダメージが少ないこと」などを要請した。

今後想定される課題としては「操業停止状態が長期化すれば、財務体質の脆弱な中小企業から、倒産や雇用調整の動きがさらに深刻化する」とし、「電力需要も一五%削減が限界であり、各企業で自家発電の動きも出ているが、中小企業は儘ならず不安な状態」とみている。

そして、「短期・中長期の両面から、雇用創出の施策を立てることが重要」と強調。短期的には、「雇用調整助成金等の期間延長・適用範囲の拡大をはじめ、「経営側が主張している規制緩和は安直に行うべきではない」とし、中長期的には「今後のエネルギー政策(多様なエネルギーのベストミクス)を考案るとき、石油をはじめとする化石燃料の効率利用について適正な評価が求められる。また、住宅、施設、港湾、道路等の復興・新たな安全な街づくりに向け、セメント産業の必要性も高ま

るだろう。さらに省エネ先進国として、日本の国際競争力を増進することが雇用対策に直結するため、イノベーション創造に向けた支援を要請したい」などとしている。

### ゴム連合

ゴム・プラスチック産業と、その関連の六四組合・約四・五万人を組織する日本ゴム産業労働組合連合(ゴム連合)からは、「一三単組・支部が被災。従業員の死亡はなかったが、家屋への損害は多数で、工場も壊滅的被害を受けたところが一件あり、原発事故で一件が復旧生産・不能となっている。また、原材料の入手困難による影響も甚大。一時金交渉の遅れが一部生じている」との報告があった。

この間の対応については、①被害状況の把握②被災単組への激励訪問③義援金の募集と見舞金の支払い(継続中)④連合ボランティアの参加募集・派遣(継続中)⑤連合を通じて政府への要望事項とりまとめ——をあげ、引き続き節電対応等による生産への影響の情報収集のほか、今回の震災対応に係る情報交換等を予定している。

今後、求められる政策支援については、雇用・労働関係、現地生活支援関係、金融等関係の三つの観点をあげる。雇用・労働関係では、「雇用調整助成金の支給特例の緩和・拡大(遡及申請できる対象の全国への拡大、支払率が異なる場合は低い方が採用されること、是正(平均にすべき)と、賃金保障率の引き上げ(現行の六割を七割へ)」を提起する。



また、「全国の失業者による『救援団』を組織した雇用確保——被災地と全国の失業者の間をうまく調整できないか、既存のボランティアでできない部分を生国・自治体で雇用創出できないか」とのアイデアを示しているほか、「企業からボランティアに派遣した場合の、休業手当や助成金を支給する制度の新設」等も提案している。

一方、現地の生活支援関係では、①被災地の仮設住宅の至急的建設②放射能被害に備えた対応強化（避難場所や移動手段の確保等）③被災者・被災企業等への災害給付金の実施（指定地域全体への一律見舞金的な扱い）④津波で家屋・車・家財等を流された場合の救済策拡大と条件緩和——等をあげると、金融等関係では、①貸渡り・貸剥がし対策の強化と資金繰り支援策の至急的実現（借入れ時の条件緩和、貸剥がし防止策の強化）②素材の買占め防止策③原材料代替のための輸入規制の緩和——等の必要性を指摘している。

**生保労連**

生命保険会社の営業・事務部門に働く二〇組合・約三〇万人を組織する生保労連（全国生命保険労働組合連合会）は、被害・影響とこの間の対応について、「被災地域にも多くの営業店舗や職員を配置しており、人的・物的被害とも甚大。直ちに対策本部を立ち上げ、各社・組合の被害状況と支援活動の把握に努め、全組合での情報の共有化を図った」と報告。また、「生命保険協会との労使協議会で、被災地での顧客対応・臨時措置等の対応や、出来高給体

系である営業職員の資格・給与規定の適用の特別措置等を要請するとともに、諸会議を通じ各社の対応状況について情報交換した」などとしている。

今後の課題については、「国民の安心を保障する産業として、保険金支払いなど顧客への経済的保障を迅速に行う責務に万全を期す」とともに、「被災地域を中心に営業活動等への影響が懸念され、経営環境は一段と厳しさを増すものと思われる。個別労使で一層の経営効率化が求められ、加盟組織にも厳しい対応が迫られる」とみる。

必要な政策支援については、「復興に向けた展望を含む（とくにあらゆるリスクに強い）経済・社会の再構築に向けた計画策定や、積極的な財政支援方法に係る国民の合意形成」のほか、雇用・労働分野で「今後、懸念される雇用問題等を未然に防ぎ、生活基盤の確保・安定化を図るための施策」等を求めている。

**全自交労連**

ハイヤー、タクシー、観光バス、自動車教習所等で働く、四三〇組合・約三・五万人を組織する全自交労連（全国自動車交通労働組合連合会）は、「組合員と家族で七人の死亡・行方不明者があり、家屋の全壊・流出が一八戸、半壊が五八戸にのぼる。加盟組合のタクシー営業所三カ所と多数のタクシーが津波により流出し、事業休止状態にある。さらに一原発事故により、近辺の組合員約三〇人が避難所生活を余儀なくされている」といった大きな直接被害に見舞われた。

これに対し、「震災発生当初は、被災組合員に対する救済物資の搬入を行うとともに、被災組合員の生活支援のためのカンパを行った。現在、雇用を確保して生活再建への基盤を作るため、早期の事業再開に向け産別として被災地にタクシー車両を送っている」など、救援活動状況を報告している。

今後の課題については、「建設などの復興需要は生じるだろうが、被災地住民の経済的な打撃は計り知れないほど深刻。その影響は長く続いて個人消費は冷え込み、タクシー需要も大きく落ち込むことが懸念される。結果、タクシーでは生計を維持できない状態が現在以上に拡大し、タクシーへの就労はますます高齢者、非正規雇用者が増え、組合組織を維持する上で困難が増していくだろう」とみる。

必要な政策支援では、①被災地における休業補償の要件をさらに緩和し、部分的就労にも給付対象を拡げる②原発事故による避難地域での企業の存続と雇用関係の継続を認めながら、収束するまで他地域・企業における就労を可能にする——こと等をあげる。

**建設連合**

建設労働者の一七組合・約六〇〇〇人を組織する建設連合によると、震災に伴う被害・影響は、①岩手・宮古港で業務中だった加盟組織組合員が二人死亡②家族が三人死亡③居住家屋が多数被災④加盟組織の企業事業所・現場作業所が多数被災——などと甚大だった。この間の対応については、①対策委員会の設置②被災状況の調査③加盟

組織組合員を対象とした緊急支援カンパ④被災組合員・家族に対する見舞金の支給——等をあげている。

目下の課題では「被災地の復旧・復興作業に伴う安全・衛生の確保、過重労働への対策が重要」として、「四月三日の中央執行委員会『復旧・復興作業に伴う安全衛生指針』を確認した」と報告。

その内容は、「早急なインフラの回復という社会的要請の中で、現場で実際に従事する組合員の労働条件・安全衛生は二次的に扱われがちになる」ため、①一人ひとりの労働時間管理を徹底し、一部従事者に過度な負担がかからないよう適正な業務配分に配慮する②計画的な作業工程を作成し、最低週一回は休日を取得できるようにする（作業終了時には一定期間の連続休暇を取得させる）③全国からの応援要員派遣に当たっては期間の明示、作業概要の揭示をはじめ労働時間、メンタルヘルス対策や、宿泊施設の整備など必要な措置を講じる④災害廃棄物の中に有害物質の混入が予想されるため感染症など衛生面の対策を徹底し、原発から半径三〇キロ圏内での作業は労使の事前協議の対象とする——こと等が必要だとし、労使で確認するよう加盟組織に要請したとしている。

（調査・解析部 渡辺木綿子）